

宮城学院授業料減免制度(前期) 募集要項

本制度は、経済的理由により授業料の納付が困難であると認められ、かつ学業が優秀であると認められる者に対する授業料免除制度です。下記の要項で前期授業料減免学生を募集しますので、希望者は期限までに必要書類を提出してください。

＜対象者＞

国による修学支援新制度(日本学生支援機構:授業料等減免と給付型奨学金)に申請する資格のない学生

※新制度に不採用となった人、申請資格があるにもかかわらず申請をしていない人は対象とはなりません。

※対象者は具体的には下記の場合等を指します。

- 「留学」の在留資格、「家族滞在」の在留資格をもつ留学生で家計急変者
- 高校等を初めて卒業した年度(高卒認定試験に合格した年度)の翌年度の末日から、本学入学までに2年以上経過している者(例:2020年4月入学者の場合、2017年3月以前に卒業した者が該当)
- 大学院生

＜提出書類＞

- ① 授業料減免申請書 ※家庭状況や経済状況について詳しく記入してください。
- ② 生計維持者の所得等要件を証明する書類(下記表参照)
- ③ 成績証明書 (2年生以上のみ。学部・院の1年生は提出不要)
※③ 成績証明書は、大学HPでの証明書発行案内を読み、教務課に申請してください。
- ④ 大学院生のみ 指導教官による推薦所見

※生計維持者とは：申請者の父母が離別・死別していない場合は父母（事実上の婚姻も含む）。父母の一方が離別・死別・婚姻歴がない場合などの場合は、申請者と同じ世帯にいる父または母。父母が死亡等している場合は、申請者の生活を主に維持している人1名。申請者が社会的養護を必要とする人の場合は、申請者自身。

＜出願資格＞

◆経済要件・減免区分 ※当該年度のみの採用です。

区分	世帯区分及び保護者の所得要件	証明書類
前期 授業料の 全額免除	(1)生活保護世帯 (2)県民税及び市町村民税が課されていない世帯 (3)県民税の所得割額及び市町村民税の所得割 が課されていない世帯 (4)保護者の死亡、疾病、障害または失職により (1)から(3)までに定めるものと同程度に生活が 困窮していると認められる者	(1)生活保護受給証明書 (2)県民税及び市町村民税の非課税証明書 (3)県民税及び市町村民税の課税証明書 (4)県民税及び市町村民税の課税証明書 及び 所定書式による理由書
前期 授業料の 半額免除	(1)母子世帯又は父子世帯であって、かつ、県民 税の所得割額面の合計が100円以上95,000円 以下の世帯 (2)保護者の死亡、疾病、障害または失職により (1)に定めるものと同程度に生活が困窮している と認められる者	(1)県民税及び市町村民税の課税証明書 (2)県民税及び市町村民税の課税証明書 及び所定書式による理由書

留学生は前期授業料の3分の1の額の免除。提出証明書類は別途お問い合わせください。

◆学業要件

単位修得要件 学部2年生:31単位以上、3年生:62単位以上、4年生:93単位以上

※留年している者又は各課程の修業年限を超えた者は、原則として上記単位修得要件を満たし、1年間の超過である場合に対象となります。病気・留学などの特別な事由がある場合には、上記提出書類の他に「特別な事由の説明書(任意書式)」及び「指導教員の意見書(任意書式)」を添えて申請してください。

<留意事項>

※生計維持者(学資負担者)の収入額等を基に選考します。全員が免除対象となるとは限りません。

※他の本学独自の奨学金との併給の場合、授業料を超える金額の免除は受けられません。

※同時期に募集している他の奨学金と併せて申請できますが、決定の際は金額が多い方で採用します。

<提出期限および提出先> ※特定記録やレターパック等の配達記録の残る方法で郵送してください。

提出期限:2020年7月20日(月)必着

提出先:〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1 宮城学院女子大学 学生課

TEL.022-277-6271 E-mail. gakusei-c@mgu.ac.jp

※応募書類は返却しません。出願対象外の学部生が応募した場合も返却しません。